

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|--|----|--------|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・同意・報告 | 番号 | 第 57 号 |
| 提出時期 | 令和 5 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会) | | |
| 案件名 | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | | |
| 要 旨 | <p>【提出理由】 埴町議会の議員に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を県に準拠して改正するため、所要の改正をするものであります。</p> <p>【具体的な内容】 現行、年 3. 15 月 (6 月 : 1. 575 月、12 月 : 1. 575 月) ↓ + 0. 10 月 改正、年 3. 25 月 (6 月 : 1. 625 月、12 月 : 1. 625 月)</p> <p>令和 5 年 12 月支給の期末手当を 0. 10 月分増額する。(1. 675 月) また、令和 6 年度以降の支給割合については、0. 10 月分増額した年 3. 25 月分を 6 月 (1. 625 月) 及び 12 月 (1. 625 月) 支給分に均等に振り分ける。</p> <p>【施行期日】 公布の日 (期末手当の算定基礎額に乗ずる割合は令和 5 年 12 月 1 日適用、支給割合は令和 6 年 4 月 1 日施行) となります。</p> | | |
| 担当課 | 議会事務局 (総務課) | | |

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|---|----|--------|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・同意・報告 | 番号 | 第 58 号 |
| 提出時期 | 令和 5 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会) | | |
| 案件名 | 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | | |
| 要 旨 | <p>【提出理由】 町長等に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を、県に準拠して改正するため、所要の改正をするものであります。</p> <p>【具体的な内容】 現行、年 3. 25 月 (6 月 : 1. 625 月、12 月 : 1. 625 月) ↓ + 0. 10 月 改正、年 3. 35 月 (6 月 : 1. 675 月、12 月 : 1. 675 月)</p> <p>令和 5 年 12 月支給の期末手当を 0. 10 月分増額する。(1. 725 月) また、令和 6 年度以降の支給割合については、0. 10 月分増額した年 3. 35 月分を、6 月 (1. 675 月) 及び 12 月 (1. 675 月) 支給分に均等に振り分ける。</p> <p>【施行期日】 公布の日 (期末手当の算定基礎額に乗ずる割合は令和 5 年 12 月 1 日適用、支給割合は令和 6 年 4 月 1 日施行) となります。</p> | | |
| 担当課 | 総務課 | | |

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|--|----|--------|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・同意・報告 | 番号 | 第 59 号 |
| 提出時期 | 令和 5 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会) | | |
| 案件名 | 工事請負契約の締結について | | |
| 要 旨 | <p>【提出理由】 当初の工事の予定価格が、5 千万円未満であった工事に、変更が生じ、変更後の工事請負金額が 5 千万円を超えたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 契約の目的 常豊地区水路工事 (団体営農業農村施設維持管理事業) 松田川・塙町大字西河内字松田前地内</p> <p>変更前工事請負金額 金 49,500,000 円 変更後工事請負金額 金 50,858,500 円 変更による工事請負金額増 金 1,358,500 円</p> <p>契約の相手方 福島県東白川郡 塙町大字塙字大町四丁目 6 番地 深谷建設株式会社 代表取締役 深谷佳孝</p> <p>【その他】 議案といたしましては、当初の契約締結時の議案形式となります。</p> | | |
| 担当課 | 農林推進課 | | |

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

| | | | |
|------|---|----|--------|
| 提出形式 | 議案・諮問・承認・認定・同意・報告 | 番号 | 第 60 号 |
| 提出時期 | 令和 5 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会) | | |
| 案件名 | 令和 5 年度 埴町一般会計補正予算 (第 5 号) | | |
| 要 旨 | <p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度埴町一般会計補正予算 (第 5 号) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は歳入で国庫支出金・繰入金を、歳出で議会費・総務費・民生費・商工費 (財源振替)・教育費を補正するものです。 歳入歳出それぞれ 65,364 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 7,284,549 千円とするものです。</p> | | |
| 担当課 | 総務課 | | |